

AED（自動体外式除細動器）貸出要件

1. 貸出対象となるイベント

宗像市及び福津市で開催される、市民を含む多数の者が参加する各種イベント、スポーツ競技、講習会など。

2. 貸出条件

- (1) 参加者は、おおむね10人以上であること。
- (2) 営利目的に使用しないこと。
- (3) イベント会場にAEDが備えられていることを啓発すること。

3. 貸出台数

原則、1イベントにつき1台です。

4. 貸出期間

AEDの貸出期間は、イベントの開催期間中及びその前後とし、最長7日間とします。

5. 申込み方法

AEDの貸出については、事前に申込書の提出が必要です。貸出希望日の1週間前までに、宗像地区消防本部救急課まで【AED（自動体外式除細動器）貸出申請書】を持参してお申込み下さい。

6. AEDの貸出方法

- (1) AEDの貸出は、宗像地区消防本部救急課で行います。
- (2) AED貸出の際、「受取りに来た方の免許証等、身分証明書の写し」を持参して下さい。
- (3) 貸出を受ける際は、留意事項に承諾したうえで署名し、取扱の説明を受けて下さい。

7. AEDの返却方法

- (1) AEDは、必ず返却予定日時までに宗像地区消防本部救急課へ返却して下さい。
- (2) 返却の際は、【AED（自動体外式除細動器）返却確認書】に基づき、職員から確認を受けて下さい。
- (3) AEDを実際に使用した場合は、返却時に【AED（自動体外式除細動器）使用報告書】を作成して提出いただきます。
- (4) AEDを紛失又は破損させた場合には、返却時に【AED（自動体外式除細動器）紛失等報告書】を作成して提出いただきます。

またこの場合、AEDを原状回復もしくは、その相当額を弁償しなければなりません。

- (5) AEDの誤った使用により生じた事故等について、消防本部は一切責任を負いません。

8. 問い合わせ先

宗像地区消防本部救急課（0940-36-2455 ※直通）

※2018年10月18日改訂